

# 情報提供

那医発第 178 号  
令和 8 年 6 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 359 号

令 和 8 年 5 月 29 日

地区医師会産業保健担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 玉城研太郎

(公印省略)

## 労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記文書が発出されましたので、お知らせいたします。

本件は、労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口について案内するものです。

昨年度に引き続き、科学物質管理の事業者向け、ラベル・SDS の取り扱いや、化学物質のリスクアセスメントの疑問点等についてのお問合せ窓口が開設されておりますので、下記リンク先の情報もご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴管下会員の産業医への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○令和 8 年度 厚生労働省「化学物質管理に関する相談窓口」のご案内

ホームページ（厚生労働省委託事業事務局：テクノヒル株式会社）

<https://technohill.co.jp/telsoudan/>

■ 労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

(令和 8 年 5 月 21 日 日医発第 364 号 (健 I))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：吉田

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



8

日医発第 364 号 (健 I)  
令和 8 年 5 月 21 日

都道府県医師会  
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松岡 かおり  
(公印省略)

#### 労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

昨年度に引き続き、令和 8 年度の化学物質管理の事業者向け無料相談窓口について案内がありましたので別添のとおりお送りいたします。リスクアセスメントの実施や譲渡提供時の容器へのラベル表示等、化学物質の自律的な管理について、中小規模事業場の相談先として開設されたものです。なお、リーフレット並びに問合せメール送信フォームは下記 URL からもご確認いただけます。

つきましては、貴会関係郡市区医師会等への周知方につきご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

#### 記

令和 8 年度 厚生労働省 「化学物質管理に関する相談窓口」のご案内  
ホームページ (厚生労働省委託事業事務局：テクノヒル株式会社)

<https://technohill.co.jp/telsoudan/>

以上

中小規模事業場の  
みなさまへ

# 労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の無料相談窓口

労働安全衛生法に基づく「新たな化学物質規制」に関するご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正のポイント

- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ 通知対象物に係る代替化学名等の通知制度の整備

よくあるお問い合わせ

ラベル・SDS

- ・ ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品か
- ・ ラベルやSDSの表示義務は
- ・ 海外輸出・輸入品のSDSはどうしたらいいか
- ・ 秘密保持の対応について

リスクアセスメント

- ・ 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいか
- ・ 「CREATE-SIMPLE」の使用方法
- ・ リスクを低減するためにはどのような対策をとればよいか

政省令

- ・ 化学物質の「自律的管理」とはどのようなことか
- ・ 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいか
- ・ 特殊健康診断の実施頻度緩和とは何か
- ・ 濃度基準値の確認方法は
- ・ 譲渡提供で必要なこと

開設期間

令和8年 4月1日～令和9年 3月18日

(土日祝日、年末年始除く)

月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00除く)



050-5577-4862



お問合せフォーム

テクノヒル 相談窓口

検索

テクノヒルHP (<https://technohill.co.jp/>) よりご利用いただけます。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

※メールでのお問い合わせは、内容により電話回答とさせていただきます。

